



PCB特別措置法及びJESCO法の改正について

2026年 7 月 6 日

環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室

PCB廃棄物の処理

高濃度 P C B

① 高圧変圧器・コンデンサー等



高圧トランス



高圧コンデンサ

高圧変圧器、高圧コンデンサー、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、変成器、開閉器、遮断器、整流器等

② 安定器等



蛍光灯安定器

蛍光灯安定器、水銀灯安定器、小型電気機器等

③ 可燃性のPCB汚染物（10万mg/kg超）



感圧複写紙

感圧複写紙、ウエス、汚泥、防護具類、塗膜くず等



ウエス



インナー手袋



汚泥

④ 不燃性のPCB汚染物（5千mg/kg超）

令和8年3月末にてJESCOでの処理事業が終了
今後の処理体制について検討中（環境大臣認定施設での処理）

低濃度 P C B

① 低濃度PCBに汚染された廃電気機器等



変圧器・コンデンサー等



柱上変圧器



OFケーブル

② 可燃性のPCB汚染物等（10万mg/kg以下）



金属くず、コンクリートくず、廃油等

③ 不燃性のPCB汚染物等（5千mg/kg以下）

都道府県及び政令市の長による許可施設
環境大臣による無害化処理認定施設
※処理施設ごとに、処理可能な品目が異なる。

JESCOによるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理事業の経過

- 2001年（平成13年）PCB特措法成立
- 2004年（平成16年）高濃度のPCB廃棄物については、国が主導し、全国5か所（北九州、大阪、豊田、東京、北海道（室蘭））に立地自治体のご協力をいただきながら、JESCOの処理施設を順次設置し、処理を開始。
- 2009年（平成21年7月）JESCO北九州事業所でプラズマ炉操業開始。安定器汚染物等の処理開始。
- 2013年（平成25年9月）JESCO北海道事業所でプラズマ炉操業開始。安定器汚染物等の処理開始。
- 2014年（平成26年6月）PCB廃棄物処理基本計画を変更。高濃度PCB廃棄物の処理期限を延長
- 2016年（平成28年8月）PCB特措法の改正（処分期間までの処分完了を義務付け等）
- 2022年（令和4年4月）事業終了準備期間を活用して処理を継続
- 2024年（令和6年3月）JESCO北九州・大阪・豊田事業所における高濃度PCB処理事業を終了。
- 2024年（令和6年8月）北海道(室蘭)の対象エリアに、令和5年度末で処理事業を終了した西日本(北九州・大阪・豊田を追加し、東京と北海道(室蘭)の2か所体制へ変更（処理期限は令和8年3月で変更なし）
- 2026年（令和8年3月）JESCO北海道（室蘭）事業所および東京事業所での高濃度PCB処理事業を完了。**



JESCO北海道事業所（北海道室蘭市）
左：プラズマ熔融施設、右：化学処理施設

低濃度PCB廃棄物等の処理状況

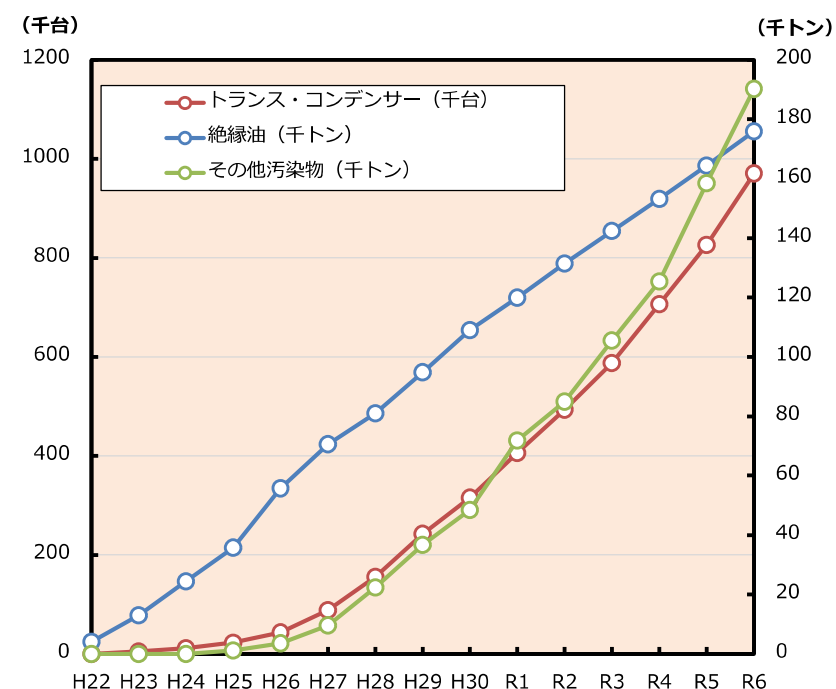
- 令和6年度末までに、PCB含有の廃電気機器類を約97万台、PCB油を約17万5千トン、塗膜等のPCB汚染物を約19万トン処理している。

●低濃度PCB廃棄物の処理状況（令和6年度末時点）

	年間処理量	H22からの累計処理量
廃電気機器類 (変圧器・コンデンサー等)	約144千台	約970千台
PCB油	約11千トン	約175千トン
汚染物	約32千トン	約190千トン

●低濃度PCB廃棄物の保管量（令和6年度末時点）

廃棄物の種類		事業所数	保管量
変圧器		7274	約23,000 台
コンデンサー	(3kg以上)	3212	約16,000 台
	(3kg未満)	1965	約80,000 台
柱上変圧器		112	約35,000 台
その他の機器		783	約7,000 台
PCBを含む油		1057	約4,700 トン
汚泥		120	約11,000 トン
塗膜		697	約2,700 トン
その他		1890	約8,100 トン



無害化処理認定施設における絶縁油、廃電気機器、汚染物（ドラム缶を除く）の処理実績累計（令和6年度末時点）※大臣認定施設のみ

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第44号）の概要

現状・課題

<高濃度PCBに係る課題>

- PCB法において、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の法定の処分期間内（令和 5 年 3 月末等）の処分（処分の委託を含む。）を義務付け。
- **中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）におけるPCB処理事業が終了**※し、今後、少量・散発的に発生する**PCB廃棄物の取扱いを定める必要**。

※ 現行法はJESCOの処理が終了前の処分を義務付け
高濃度PCB製品は、引き続き廃棄物とみなす。

※ JESCOにおけるPCB処理事業の期間は立地地方公共団体との約束を
踏まえて設定され、PCB法に基づく政府の基本計画に記載

<低濃度PCBに係る課題>

- PCB法において、低濃度PCB廃棄物の法定の処分期間内（令和 9 年 3 月末）の処分を義務付け。
- **使用中の低濃度PCB使用製品**は相当数存在し、今後も**低濃度PCB廃棄物は相当数発生**。

措置事項

（PCB法の改正）

<高濃度PCB>

- JESCOの事業終了後、新たに発見される高濃度PCB廃棄物に備えて処分期間の規定を見直す※。 ※ 発見後に一定期間内の処分を義務付ける
- **今後、処理能力を有する民間処理施設で安全に処分**※。 ※ 民間処理施設での処理に係る基準等は廃棄物処理法の告示改正で措置

<低濃度PCB>

- 使用終了後の適正な処分を図るため、**低濃度PCB使用製品の管理基準や届出制度を創設**。

（JESCO法の改正）

- 高濃度PCB廃棄物の処理が完了するため、JESCOのPCB処理事業等を廃止。

<施行期日> 令和 9 年 4 月 1 日（改正JESCO法の施行は政令で定める日）

使用中の低濃度PCB使用製品の届け出制度の新設

【届出制について】

- **低濃度PCB使用製品**の所有事業者等に対して、**低濃度PCB使用製品の管理の状況**について、**都道府県知事への届出**を義務付け。

【使用製品への管理基準の適用について】

- **低濃度PCB使用製品等**について、所有事業者等に対して、新たに適用する、**管理のための基準を定め**、機器の紛失やPCBが**飛散・流出しないように管理基準を適用**する。
※告示（平成28年経済産業省告示第237号）に定められる12品目は、従前のとおり電気事業法及びその下位法令に基づき規制

【一定期間内の処理義務について】

- 所有事業者等は、使用を止めて廃棄しようとする際には、届出の上、**低濃度PCB廃棄物を一定期間内に、自ら処分又は処分の委託**をすることを義務付け。

